

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第4日）

議事日程 令和7年9月12日（金曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 7) 議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第55号 羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 9) 議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）のうち、都市民生委員会所管分
- 10) 議案第57号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例
- 11) 議案第58号 羽生市給水条例の一部を改正する条例
- 12) 議案第59号 羽生市消防本部非常用自家発電設備等改修工事請負契約の締結について

第 3 閉 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
鈴 木 尚 美	児童保育課長	高 見 直 輝	障がい福祉係長

高 田 利 泰	児 童 保 育 係 長		
山 木 章 史	ま ち づ くり 部 長	横 田 徳 司	建 設 課 長
小 林 弘 典	下 水 道 課 長	田 口 真 也	水 道 課 長
黒 澤 光 明	課 長 補 佐 兼 道 路 街 路 係 長	間 下 千 安 紀	管 理 係 長
大 塚 恵 一	課 長 補 佐 兼 営 業 係 長		
山 崎 武 則	消 防 長	山 崎 高	消 防 総 務 課 長
田 沼 克 典	消 防 総 務 課 副 参 事		
横 山 恵 一	ま ち づ くり 政 策 課 長	高 附 直 也	契 約 検 査 課 長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総 務 課 長
---------	---------

午前 9時30分 開 会

○中島直樹委員長 本日、常任委員会4日目です。

本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おはようございます。児童保育課長の鈴木と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

同席しております職員を紹介いたします。

児童保育係長の高田です。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願ひいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第53号 羽生市学童保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、別表に定めている利用料について、市県民税額の均等割の額、または所得割の額の区分に応じる現行の料金からの改定を行うものです。

今回料金を改定する経緯について、平成31年4月より現行料金に改定してから、6年を経過しております。保護者の就労環境の変化に伴い、開所時間の延長や土曜保育の利用など、保護者のニーズが多様化しているところです。また、近年の物価変動により、様々なものが値上げとなり、施設における光熱費や職員の賃金等についても例外ではありません。

そのような状況の中、前回改定から上昇した事業費を踏まえ、国の示す学童保育事業の国庫補助金の考え方が、運営経費のおおむね2分の1を保護者に負担をしていただくこととしていることから、適正な受益者負担とすることで負担割合の均衡を図ります。

改正内容としては、現行の区分内容については同様とし、利用料金の部分を1,000円から2,000円の増額としております。

簡単ではございますが、以上で議案第53号の説明を終わります。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、説明でも様々な物価が上がりという話がありました。ただ、物価が上がって生活が苦しくなっているというのもあるんです。あと、生活が苦しくなっていて、さらにこっちも負担を増やすというと、所得の低い方は特に負担割合としても少し上げるだけでも負担感はあると思うんです。その辺はどう考えているのかお伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 物価の高騰によりまして、保護者も苦しい状況であるということは、こちらも理解をしているところでございますが、事業費が平成31年度に料金改定したときと比べまして、2倍以上上昇している状況がございますので、受益者負担というところを考えまして、今回上程とさせていただいたところです。

職員人件費についても上昇しておりまして、委託料自体も上がっている状況でございます。

付け加えさせていただいて、今回、階層区分では、料金以外の部分についてはそのままとさせていただきます。他にも階層区分では、8階層と細かく区分し、減免規程についてはそのままとしておりますので、低所得者に配慮して、そのまま無料となる区分もございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 もう一つ質問なんですけれども、加須市とか行田市とかを見ても、今回羽生市が一番高い方が月に8,000円から1万円となるということなんですけれども、やはり近隣と比べても一番高い感じが出てきてしまうんですけれども、その辺についてはどう考えているのかをお伺いします。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 最高額では、加須市においては8,000円となっております。行田市につきましては9,000円で、階層区分に応じて料金設定をされております。一方、定額で行なっている市町村もございますので、近隣ではないですが、春日部市や上尾市、八潮市、幸手市、久喜市、蓮田市等は一律で、定額で学童保育料を徴収し

ている状況です。市としては、所得区分に応じて料金設定をさせていただいているというところで一定のご理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかにありますか。

委員長を交代します。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 1,000円が2,000円、3,000円が4,000円、この金額、値上げの率の算定根拠がまず1点、どういった根拠があってそうなっているのかということが1点と、あと近隣自治体の様子を先ほど課長のほうから説明がありました。行田市と加須市ぐらいで構わないですけども、それは最近値上げをされて、その値段になっているのか、それとも、もしかしたら情報の中で今後その利用料が今年度中に値上げをする検討が、加須市も行田市もされているのかという点が2点目。

あともう一つ、条例案の次のページを見ると、8月26日提出ということで、施行は来年度、8年度からということですけども、ちょっと今まで振り返ってみると、あまり意識したことはなかったですけども、料金改正、12月でもいいのかなと、ちょっと時期として早い、来年度の準備としては9月の定例会で早いのかなという印象を受けたんですけども、その辺何か特別な理由があるのかどうなのか、3点お伺いさせていただきます。

○柳沢 暁副委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 1点目になりますが、値上げの根拠となることということで、前回改定時の平成31年度からの改定については、値上げ幅としては同じとしております。受益者負担の原則の中で、低所得者に配慮した形を取らせていただき、第3階層から第5階層につきましては1,000円の値上げとしております。第6階層からは2,000円ずつの値上げとしております。学童保育料では、国で定められた学童保育料表というものがございませんので、学童保育料の利用者負担水準の階層の所得割額の7万7,600円を境目として、1,000円と2,000円の増額区分を算定させていただいたところです。

2点目につきましては、行田市、加須市の状況ということで、加須市においては平成30年度に現行の8,000円の学童保育料に改定をしております、その後の改定情報としては、こちらではまだ受け取っておりません。行田市のほうも同様の時期の改定

ということで、現在も改定見込みということでは伺っておりません。

3点目につきましては、今回、この時期の上程というところですが、11月9日から来年度の新規の学童保育室の入所の申込みを受け付ける時期がございます。学童保育室に入りたい方につきましては、全ての方に申込みをいただきますので、その申込みを受け付ける際に、こういった値上げの情報についても一人一人ご説明させていただく予定としております。そのため、9月議会に上程させていただいたところです。

以上です。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 状況によっては、今の説明だと、羽生市において前回の値上げからまだそんなに時間がたかさんたっていない印象ですけれども、世の中の状況を見て、今後もやむなく上げるということもやはりあり得るという理解でよろしいですか。

○柳沢 暁副委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 現状としては、6年ぶりの値上げということで上程させていただきますので、今後については、またその状況に応じて検討させていただくことになるかと思えます。

以上です。

○中島直樹委員 了解しました。

○柳沢 暁副委員長 職務を交代します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 昨今の人件費の高騰ですとか物価高ですとかで値上げというのはやむを得ないのかなと思うんですが、ちょっとこの表を見て、私一つ思ったことがあったのでお聞きしたいんですが、やはり所得の、要は3階層から5階層の方は1,000円ずつの値上げ、それより上の方がというのが2,000円ずつの値上げということになるんですけれども、1,000円が安いのか、2,000円が安いのか高いかというのは、やっぱり所得に応じて感じ方が違うかと思うんです。ぱっと見たときに、階層の下の方が、要は1,000円が2,000円って倍じゃないですか。8,000円が1万円というのと、大体2割ぐらいの値上げなのかなという感じ方だと思うんです。なので、例えば先ほど1,000円までの方と2,000円の方が、この7万7,600円というお話があったんですけれども、7万7,600円までは値上げしないで、所得の多い人からもつ

と保育料を頂いても、私はいいんじゃないかなと思うんですけども、行政としてはどういうお考えなのか教えてください。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 前回の平成31年度からの値上げの際にも同じ所得割額から算出しておりました、増額の金額についても同様とさせていただいております、およそ5階層の7万7,600円という所得割額で計算しますと、およそ330万円ぐらいの収入の方が、この階層になるかなというところで算出しておりました、均等割から最高額の8段階までで金額のほうを段階的に設定をし、1,000円と2,000円で上げさせていただくこととしております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。前はこうだったんで同じようにというのも分かるんですけども、多分平成31年の頃より今のほうが、本当に生活のために働かなくちゃならなくて、一生懸命働いている特に若いご家庭の方というのは多いと思うんです。やっぱり、例えば3階層と5階層の人でもそうなんですけれども、1,000円から2,000円は倍で、5階層の人は5,000円が6,000円だから、5分の1だけ増えるだけだという感じじゃないですか、見た感じ。そうすると、やっぱり低所得の方を、本当に学童を必要としている人に対しての負担がちょっと大きいのかなと。私が思うに、7階層、8階層以上の方というのは結構所得があるんで、みんなが学童に行っているからうちの子も学童というような学童の預け方というのものもあるかと思うんです。だから、その方というのは1万円だろうが2万円だろうが別に払って学童に預けると思うので、今後、多分まだまだ物価ですとか人件費が上がっていくと思うので、さっき中島委員長からもあったんですけども、今後料金改定あるんですかと、料金改定するときは、前がこうだったからじゃなくて、そのときの社会情勢、あるいは市民の皆さんの暮らしの様子をしっかりと見ていただいて、料金改定というのをさせていただければなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○中島直樹委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりだと思います。今回につきましてはこの金額で上げさせていただくことでご理解いただければと思います。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

課長、今の答弁だと、今回はこの条例案のように値上げをするけれども、今後につい

では、今回は前回は倣ってこういう形にしたけれども、次回の値上げをすることになるならば、今川田委員が申し上げた質疑にあったような内容を参考にして料金改定を行なっていくというような理解で、こちらとしてはよろしいですか。

○鈴木尚美児童保育課長 今回検討した結果、上程とさせていただいておりますが、また今後の値上げする時期、状況に応じてというところでは、検討させていただきたいと思っております。

○中島直樹委員長 それはそれでよろしいですね。ではよろしく申し上げます。
健康福祉部長。

○須永正弘健康福祉部長 ご意見ありがとうございます。

今回、これを考えるに当たりまして、やはり階層についてもいろいろ考えはしたんですが、羽生市としては、ほかの市で階層はなくて一律のところもある中で、羽生市としては8段階という結構細かい階層区分をしているというのもあったので、今回はこれでいこうという形になりました。今後については課長からもお話があったとおり、いただいたご意見を踏まえて、次もし改定するのであれば、もちろん階層も含めて全て考えて、また検討していく形になりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中島直樹委員長 たかだかこれくらいという考え方もあるかもしれないですけども、やっぱり市民生活に直結する、値上げということに対して社会情勢を見て致し方ないと思う人が多分議員の中でも多くいるけれども、やはり市民感情という人々の感情、川田委員が言いましたけれども、1,000円が2,000円になると倍ですよ。そういうところでは、私は本会議でもそうですし、常任委員会での場でもそうですし、値上げをするに至っても、そこに至るまでの過程というのは、やはりいろんな意見が出て、行政のほうもどんな意見が出たらどういう考えがあったんだというのを聞くのは至極真つ当なことだと思いますので、ちょっと細かなことでしたけれども、その辺はご容赦賜りたいなというふうに思います。

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですね。

それでは、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

午前 9時50分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

議案第55号 羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

社会福祉課長に説明を求めます。お願いします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 皆さん、おはようございます。

社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願いします。

同席の職員は、障がい福祉係長の高見でございます。

○高見直輝障がい福祉係長 高見です。よろしくお願ひいたします。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第55号 羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

当条例に定めております重度心身障がい者医療費助成制度は、一定以上の障がいのある方の医療費について、保険適用後の自己負担分を助成するものとなります。

当条例の改正の内容としましては、これまで精神障がい者の方は、1級の手帳をお持ちの方は助成の対象としておりましたが、今回は2級の障がい者の方も対象に含めるものとなります。ただし2級の方につきましては、精神科通院にかかる自立支援医療費制

度における自己負担分を助成するものとなります。

助成は、令和8年1月診療分の医療費から対象としております。

目的としましては、精神障がい2級の方が、経済的な理由により受診を控えることがないよう、精神科通院医療費を助成することによりまして、定期通院を促進し、再発や重症化を予防するものとなります。

当制度は、埼玉県の補助を受けて行なっているものとなりますが、埼玉県が令和8年1月診療分から、精神障がい2級の方の精神通院の医療費を対象に含める改正を行なったことに合わせまして、本市においても改正を行うこととしたものとなります。

なお、参考資料として提出しております当条例の施行規則の改正につきましては、手続や様式を定めているものとなりますが、一部内容を調整しているところがございますので、今後、修正する可能性がありますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○中島直樹委員長 質疑のある方はおりますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 精神障がい者の1級と2級の違いと伺いますか、羽生市でも羽生園というところがあります。救護施設として精神障がい者の大半の人を入所させている施設で、県内に2か所あるわけですけれども、なかなかふだんの日には健常な人と精神障がい者の人の区別が分かりにくい。一般的にそう言われていて、季節の変わり目等に一旦変化が生じると、そういうことが言われているわけですが、これまでの1級の方のみ対象であったものを2級からと、こういうところで1級と2級の違いと伺いますか、併せて先ほど学童保育は8年度4月1日から改正、これは8年1月1日から施行するというところで、年度でなくて新しい年に入ってから、この辺の違いと伺いますか、以上2点でありますけれども。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 まずは精神障がい1級と2級の違いというところですが、なかなか難しいところではあります。1級の方は重い方ということで、日常的に介護が必要な方という形になりまして、2級の方につきましては、そこまでではないんですけれども、一定程度生活の上で介助が必要な方ということになります。

1月から開始ということの理由につきましては、こちらは埼玉県のほうでこの補助に

ついて1月の診療分からということで改正がありましたので、それに合わせてなるべく早く行うべきだろうというところで考えまして、こちらの県の動きに合わせて1月からとしたものでございます。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 精神障がいということが前面に出てきたんで、私は1項目め、そういう質問をしたんですが、重度心身障がい者ということですね。分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 今回、1級だけの方が今年までは対象だったのが、2級の方も含めるということで、市の予算とかを見ると、福祉の予算が非常に大きくて、また負担が増えるのかなというのが実感なんですけれども、予定という言い方はあれなんですけれども、どれくらい市の財政的に、1級だけで今まで済んだのが、1級の方と2級の方を含めた場合、市の負担が増えるのかというのが大体分かれば教えていただきたいです。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 必要な予算につきましては、県のほうから人口規模によって大まかな数値が示されておりまして、羽生市におきましては、およそ600万円という形になりまして、その2分の1は県からの補助となりますので、市の負担分としましては、年間300万円程度の増額を見込んでおります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。やはり結構な金額が増えるのだなという感じはするんですけども、それともう一点教えてほしいんですけども、私も障がいの階級、1級、2級、3級、5級ぐらいまであるんだっけ。

〔「精神は3級」と呼ぶ者あり〕

○川田真也委員 3級まで。1級、2級、3級で、2級に当たる人というのはどういう症状がある方が2級になるのかなというのが、私ちょっと教えてほしいんです。大体ガイドラインがあるのであれば教えてほしいんですけども。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 精神障がいにつきましては、一言で精神障がいと申し上げま

しても様々な種類がございまして、なかなか一概にこういう方というのは難しいんですが、日常生活を送る上で一定程度の介護が必要というところの部分、そういったところで判断しておりますので、すみません、なかなか明確にこういった形でというふうなのは申し上げにくいところでございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 大変申し訳ないです。答えづらい質問で。例えば鬱病という診断を受けて生活をしている方、お薬を頂いて生活している方というのは、大体3級ぐらいというイメージでよろしいですか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 鬱病の中でも症状の出方というのがそれぞれ個人個人違いますので、その症状によって等級のほうに分かれてまいりますので、病気の種類によって何級という形には分かれておりませんということでご理解いただければと思います。

以上です。

○中島直樹委員長 鬱病という診断を受けても、手帳を持たないで普通に生活をしている人はごまんといいます。

川田委員。

○川田真也委員 それを承知で質問させてもらったんですけども、鬱病って診断を受けるために病院に行って、ちょっとこれとずれちゃうかもしれないですけども、鬱病なんで、鬱病なんでという、病院で鬱病の診断書をくれるんです。それで役所に持ってくると、精神障がい3級が認定されるという事例が全国あちこちであるんです。要はそれは何でかという、生活保護を申請するときに、障がい者であると金額が上がるからというので、悪さをする人たちがたくさんいるので、だから今度3級から2級になったときに、どこのガイドラインかなというような、素朴な私の疑問だったので、そういうのもあるのかということで聞いてもらえればいいです、今回は。

○中島直樹委員長 なかなかあれですね、身体障がい者というと、例えば、車椅子を使っ
てとか、日常の生活でというのが、なかなか精神障がいとか知的障がいとか難しいですよ。知的障がいで最重度といたって、障がいの適性が社会とマッチングして、企業で立派に働いている人なんかもありますし。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

議案第50号のうち、社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を申し上げます。お願いします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 それでは、議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）のうち、社会福祉課所管分について申し上げます。

別冊6の8ページになります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、自立支援給付費等事業について説明いたします。

12節委託料、自立支援給付等システム改修委託料179万3,000円ですが、令和7年10月から開始となります就労選択支援サービスの給付に係るシステム改修を行うものとなります。なお、財源としましては、国の障がい者自立支援給付支払等システ

ム事業補助金となります。

次に、その下の障がい者支援事業について説明いたします。

第10節需用費、印刷製本費20万9,000円、第12節委託料、重度心身障がい者医療費助成システム改修委託料105万6,000円ですが、これらは、先ほど議案第55号の説明で申し上げました重度心身障がい者医療費助成制度の対象拡大に伴う経費となりまして、受給者証や、その郵送用の封筒の印刷費、それから制度改正に伴うシステム改修委託料となります。

なお、財源としましては、県の重度心身障がい者医療システム事業補助金となっております。システム改修委託料が対象となります。

説明は以上です。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 システム改修のところなんですけれども、1つ加えるだけの改修なのに105万6千円、高い気がするんです。特にちょっとの差ですよ。これだけかかってしまうのはどういったところなのかというのは確認していますか。

○中島直樹委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 今回のシステム改修の内容が、新しい項目の追加という形になりますので、これまであったものの修正とかそういったものではないので、少し割高に感じるかもしれませんが、これまでいろいろな改修と比べましても、このくらいの金額でしようがないのかなというところであります。こういったことから適正と考えております。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時12分 開議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

議案第50号のうち、建設課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて建設課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

同席している職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼道路街路係長の黒澤でございます。

○黒澤光明課長補佐兼道路街路係長 黒澤です。どうぞよろしくお願いたします。

○横田徳司建設課長 それでは、恐れながら、着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊6、令和7年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書（議案第50号）の8ページをご覧くださいと思います。

下段の第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費は、8,340万円の増額補正です。備考欄下段の道路新設改良費用8,340万円についてご説明いたします。

第12節委託料の用地測量設計等委託料140万円は、本年度発注する幹線道路及び地区要望道路それぞれ1か所ずつの側溝工事の設計図書作成に要する委託料の計上です。

次の第14節工事請負費の9ページに移りまして、一番上です。1行だけなので分かりづらいですが、道路新設改良等工事請負費8,200万円は、令和7年度に発注する幹線道路等の改良工事及び地区要望道路の側溝工事についての工事費の計上です。

工事箇所には、資料、議案第50号関係令和7年度9月補正予算道路新設改良事業工事実施箇所図をご確認願います。

なお、令和7年度分地区要望道路の舗装工事につきましては、当初予算及び令和6年度3月補正予算に計上済みとなっております。

国庫補助事業を除く幹線道路等の道路改良工事及び地区要望道路の側溝工事につきましては、当初予算で計上されておりましたが、今回9月議会での補正予算計上となっております。これは、当初より予定していたもので、農業用水の影響を受ける側溝

工事などについては、冬場に工事を行う必要がありますが、これを年度内、3月末までに無理に完成させるのではなく、令和8年度の第1四半期頃までに完成させることで、施工時期の平準化を図ろうとするものです。

資料戻りまして、そのため、この4ページの第2表繰越明許費補正の追加分、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、道路新設改良事業8,200万円と記載のとおり、工事請負費の全額を繰越明許費として上程させていただいております。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくをお願いします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 課長の説明ありましたけれども、8,000万円以上のお金の補正を組むということは、補正自体は当初予算に計上されていないから補正を組むわけなんです。そうすると、これは新たなお金なんです。新しいお金なんです。だから当初予算は我々可決しているし、それは承認もされているんだけど、これは新たなお金となると、補正予算自体は補助金でやるか、市債でやるか、借金でやるか、預貯金でやるか、この3つのうちのどれかしかないわけです。これだけの大きなお金を何で当初予算に組み入れられなかったのか、その辺の理由をお聞かせいただければと思います。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちら、補正予算ということでございますが、新たな財源というお話だと思うんですけども、こちらの財源につきましては、令和6年度の残金ということで、一般財源のほうからの支出ということで財政のほうと調整しております。

それと、当初予算に載らなかった件ですけれども、こちら、先ほど申し上げましたとおり、まず平準化を目的とするということで、来年度の4、5、6月の第1四半期に工事が閑散期となってしまうこれまでの傾向を払拭するため、平準化ということで、その4、5、6月時期に工事を持っていこうということで、平準化の取組、そのため、今回9月に補正をいたしまして、2か月後工事のほうを発注していき、4、5、6月の工期、こちらを設定することによって平準化を図ろうということでございます。

当初予算のときに、最初から繰越しというのもなくはないんでしょうけれども、当初から繰り越していたら、あまり適切ではないのかなというような考えもありまして、補

正予算とさせていただいたものでございます。

○松本敏夫委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 ちょっとその関係でよろしいですか。

令和6年度決算でお金が余ったと、そこでこの道路橋りょう費8,200万円、一般会計から、つまり余ったお金から改良工事事業のほうに充当すると、だけれども、繰越明許で令和8年度事業ということになる、そういう解釈でよろしいですか。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 はい、そうです。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時26分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

議案第57号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

下水道課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道課長の小林です。よろしく申し上げます。

同席しております職員を紹介させていただきます。

管理係長の間下でございます。

○間下千安紀管理係長 間下です。よろしく申し上げます。

○小林弘典下水道課長 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第57号 羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和6年1月に発生した能登半島地震で多くの家屋や排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、個人、または事業者が所有する排水設備等の工事を行うことができる指定工事店が不足しました。これによって排水設備等の復旧が遅れることになったことを踏まえて、国土交通省では、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるように、下水道法第25条に基づき、下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例についてについての改正を行いました。これを受けて、羽生市公共下水道条例の一部を改正するものでございます。

タブレットの端末に示しております議案書をご覧ください。

具体的には、第6条の排水設備の工事の実施において、本市が指定した排水指定工事店の確保が困難と判断されるときは、市長が他の市町村長等の指定を受けた排水設備工事事業者に工事の施工を可能とする改正でございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの下水道課長の説明に対して、質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 今、課長の説明がありましたけれども、これは災害があったからこの条例を変えるんだというような説明だと思います。じゃあ災害がなかった場合には、従来どおりの条例のままでいくというような解釈でよろしいのでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 災害があってもなくても、国のほうから標準下水道条例を変えた

ので、市の条例も変えるようにということで通知が来ていますので、それに合わせまして、うちのほうは変えたいと思っております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 一応国の指導があったというような解釈でよろしいですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 国のほうから通知が来ております。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

川田委員。

○川田真也委員 今、松本委員の質問とちょっとかぶっちゃうかもしれないですけども、災害とか非常時があった場合、羽生市の業者だけだと足りないの、例えば館林市ですとか明和の指定を受けている業者ならば、羽生の工事ができますよという理解でいいわけですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 例えば館林市長、市長等なので市長とは限らないんですが、管理者から指定を受けている業者であれば、羽生市のほうで工事ができますという解釈になります。

○川田真也委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 災害その他の非常の場合というのが、どういったものが考えられるのかお伺いします。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 すみません、今のところ、まだそういう災害がないので、どういうものが該当するかというのはちょっと今後、ほかの市とかほかの自治体等を参考にし、どういうものが該当するか調整していきたいと思っております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 それはいろんな解釈してできてしまうというような回答になるんですけども、そういうものでいいのでしょうか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 その辺も今後、ちょっといろいろ調べていきたいと思っております。

す。よろしいでしょうか。

○中島直樹委員長 まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長 基本的には先ほど来話があるように、災害、能登半島地震のような大規模なものが起きて被災してしまうと、事業者さえも動けないというところの趣旨でございます。きっかけはそこから来ているという部分で、皆さんご理解いただけたらどうかなと思うんですけれども、確かにその他というのはどういうことを示すのかというのは、非常にちょっと今、現時点では曖昧な部分はございます。ただ、現実としては、やっぱり羽生市で指定している業者が動けない事態が発生したということが、災害の中で何かあるのかということ、確かに今時点、ちょっと明確にお答えすることはできませんけれども、その辺の動けるようにという言葉が適切かどうかは分かりませんが、ちょっと範囲を広げていると、ですから基本は、やっぱり災害で羽生市が指定した業者が動けなくなったときというのがメインであって、その範疇の中で今回の運用をしていくという趣旨で、過大解釈で何でもできてしまうというものではないというのはご理解いただければと思います。

○中島直樹委員長 よろしいですか。ほかに。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

続いて討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

採決を行います。

本案は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 賛成全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第58号 羽生市給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

水道課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

水道課長。

○田口真也水道課長 改めましておはようございます。水道課長の田口でございます。よろしくお願いたします。

同席する職員を紹介させていただきます。課長補佐兼営業係長の太塚でございます。

○太塚恵一課長補佐兼営業係長 太塚です。よろしく申し上げます。

○田口真也水道課長 恐縮ですが、着座で失礼いたします。

それでは、議案第58号 羽生市給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先ほどの羽生市公共下水道条例の改正趣旨と同様となりますが、本案は、令和6年の能登半島地震の際に、水道事業者が管理する配水管が復旧した際においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、各家庭で水が使用できない状況が長期化したことを受けて、災害その他非常の場合にあっては、宅内配管の早期復旧がされるよう、条例の一部を改正するものでございます。

表示します議案書をご覧ください。

具体的には、第8条、工事の施工において、ただし書以下の規定を追加し、本市が指定した給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の施工を可能とする改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 この条例は、先ほども下水道の説明条例と関係、国の指導がやはりこれも入って関連性があるということで要項が変わった、そういう解釈でよろしいですか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 水道事業に関しましても、先ほどと同じように国からの技術的助言というところで指導をいただいております、改正に至ったというところでございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 これもやはり同じような質問で申し訳ないんだけど、災害があったから、やはりこういった条例を変えていくというような解釈でよろしいですか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 おっしゃるとおりで、先ほどのとおり、能登半島地震でやはり管の復旧が遅くなってしまったということを受けまして、国が全国的にこういった条例を設けたほうがいだろうという助言をしたものでございます。

○松本敏夫委員 分かりました。結構です。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

川田委員。

○川田真也委員 能登半島地震を受けての国の指示の下の改定ということだと思うんですけど、この給水工事は、井戸掘りって指定の業者じゃないと井戸を掘れないとか、そういうのは井戸掘りの場合はどうなんでしょうか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 すみません、井戸に関しては市の権限ではないので、資料を持ち合わせておりませんが、もしよろしければ後で説明をさせていただくしかないのかなと、埼玉県が井戸の掘削に関しては許可を出しております、市ですと環境部門が、井戸を掘った後のここに井戸がありますという情報を、県と連携して持っているという状況でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 何でこんな質問をしたのかなとあるんですけども、能登半島地震の後、水道が多分数か月にわたって麻痺しちゃったんです。そこで、私も新聞ですとかテレビでちょっとすごいなと思った事例があって、大阪かどこかのボーリング業者が、ボーリングのトラックを能登まで持ってきて、集落ごとに井戸を掘って帰っていったというんです。だから確かに水道がないんだから、井戸を掘ってあげれば生活用水は出てくるんで、そういう復旧の仕方というのも、ボランティアでそういう業者さんがやってくれたというのがあったので、せっかく条例を改正するのであれば、井戸も今後、もし何かあった場合に水道の復旧って多分すごく時間がかかると思います。その場合に、生活用水

を確保するに当たって、井戸掘りというのも今後、ちょっと考えていただきながらやっていただければと思うんですけれども、どうでしょうと言われても、井戸掘りは県の管轄なんで、県のほうにも確認していただくときに、そういう事例があったと聞いたんですけども、そういう場合はどうなんですかというような感じでちょっと聞いていただいて、報告いただければと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 井戸に関しては、多分そちらのボーリング業者さんが掘った後、何もしないと飲めないと思いますので、トイレとか清掃、そういった水で使う水として掘ったんだと思います。事業用で掘りますと、やはり大量の水を吸いますので、地盤沈下のおそれがあるので、県の許可制というふうになっています。もしかすると、個人として少し掘って水をくむというのはよかったのかもしれませんが、もうちょっと確認をさせていただいて、そういった手法もあるというところでこちらも勉強させていただければと思います。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

すみません、ちょっと確認をしたいんですけれども、松本委員の質疑のときに、松本委員は国からの指導という言い方をしました。しかし、課長のほうは、国からの助言という言い方をしました。正確には国からどうなんですか。指導としてこういう条例をつくりなさいと言っているのか、助言なのか、指示なのか、正確にはどういう表現を使ったらいいんでしょうか。

○田口真也水道課長 技術的助言でございます。あくまで条例の制定は自治体が判断するものでございますので、先ほど休憩中も話があったかもしれませんが、全国的に多分能登半島地震を受けて条例を制定する際に、タイミングも自治体によって変わってきております。羽生市はその中の判断として、一番間に合う時間的には9月議会で上程させていただいているというところでございます。

○中島直樹委員長 技術的助言ですね。

ほかに質疑は。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

それでは、討論に入ります。

討論のある方は発言を願います。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 賛成全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時58分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

続いて、議案第59号 羽生市消防本部非常用自家発電設備等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

消防総務課長に説明を求めます。

消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 消防総務課長の山崎です。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介いたします。

まちづくり政策課の横山課長です。

○横山恵一まちづくり政策課長 横山です。よろしくお願いいたします。

○山崎 高消防総務課長 契約検査課の高附課長です。

○高附直也契約検査課長 高附です。よろしくお願いいたします。

○山崎 高消防総務課長 消防本部消防総務課副参事の田沼です。

○田沼克典消防総務課副参事 田沼です。よろしくお願いいたします。

○山崎 高消防総務課長 以上となります。

申し訳ありませんが、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第59号 羽生市消防本部非常用自家発電設備等改修工事請負契約の締結について、説明をさせていただきます。

羽生市議会議案 26 ページをご覧ください。議案第 59 号となります。

本案は、地方自治法第 96 条第 2 項、第 5 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき提出するものです。

内容といたしましては、老朽化した受変電設備及び非常用自家発電設備を更新するとともに、浸水対策として鉄骨架台を新設し、更新後の各設備をその上に設置するものです。

工事請負業者等指名委員会の決定に基づきまして、令和 7 年 7 月 3 日に株式会社ハトリほか 4 者による一般競争入札を実施いたしました。入札の結果、同社が金 1 億 7,935 万 5,000 円で落札いたしまして、同社と仮契約を締結したものです。

なお、令和 8 年 12 月 28 日までの工期となっております。

参考資料をご覧ください。

参考資料 6 の表面、最初のページですが、工事概要書を添付してございます。

次ページです。こちらが平面図等の図面となっております。今ポインターで示した場所が工事箇所となっております。こちらも平面図となっております。こちらはちょっと拡大したものです。次も同じように上部から見た平面図となっております。続きまして、こちらは、ちょうど建物の北側から見た平面図となっております。立面図となります。

続きまして、入札経過及び結果表となります。

次が最後となりますが、工事請負仮契約書となっております。ご確認いただければと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの消防総務課長の説明に対し、質疑を求めます。

松本委員。

○松本敏夫委員 本部のこれだけ大規模な工事があるわけですね。そのほかに、この小さいさっき幾つもあったように私は思っているんですが、あそこに行ったときに、それは非常用のもちろんあれは貸出し用なんですか、本部として使っているものなのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 先ほどの消防本部に保管しております小さい発電機なんですが、そちらのほうは、夜間ですとか火災現場等で非常用というか照明をたくのに使っている発電機でございまして、あとは各分団車両とかに積んであります。分団車両とかのは、

故障した場合とか、やはりうちのほうを貸出しとかはしている状況です。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 そうすると、発電機というのは各消防自動車には1機ずつついているんですか。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 委員さんおっしゃるとおり、各車両には設置させてあります。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 本題に移ります。今説明がありましたこの発電機、1機で1億7,000万円からの大きな機械だと思うんですけども、これはやっぱり耐久年数とかというものはあるんですか。普通機械ですとありますよね。

○中島直樹委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 こちらのほうは、法定耐用年数というものがあまして、そちらでは、国が定めている年数ですと、キュービクルのほうで耐用年数は15年というふうになっております。しかしながら、自家発電機は、法定耐用年数15年なんですが、国土交通省の基準では、耐用年数は30年というふうに緩和されています。

私たちも今、更新予定の自家発電設備なんですが、こちらは消防本部が竣工された平成5年に設置しておる状況でありまして、実質30年以上が経過しているところでございまして、更新するものとなっております。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 ちょっと教えてほしいんですけども、私が勉強不足で分からないんですが、入札経緯のところなんですが、ハトリさんが1億6,305万円で落札となっていて、番号2番の会社の方が、入札は1億6,300万円、5万円安く入札を入れているんですけども、無効となっているんですけども、無効になった理由を教えてください。通常であれば、安いほうが落札になるのかなと思うんですが。

○中島直樹委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 工事につきましては、安価による手抜き工事や、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化などを防ぐために、適正な価格で良質な工事を確保することを目的に、最低制限価格というものを設けております。そちらのほうは、結果の表のほうで最低制限価格、税抜きのところ金額が書いてあるんですけども、それに満たない

金額で応札した方は無効とするため、2番目の会社のほうが無効となって、ハトリさんのほうが有効な応札ということで決定しております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

私がちょっと資料を見落としていた部分もあってすみません。説明を受けてなるほどと思いました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 この入札業者というのは、周知はどうやったのかとか、どういう方に声をかけたりとかというのは、広く募集して、いろんな方に入札していただくように呼びかけたみたいなの、そういった活動というのはされたんでしょうか。

○中島直樹委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 こちらにつきましては、一般競争入札という形で告示のほうをしております。入札の条件で4県土管内、行田県土、熊谷県土、北本県土、杉戸県土、範囲を広げて入札のほうを実施しております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 暫時休憩します。

午前11時08分 休 憩

午前11時12分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

それでは討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時17分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

以上で本委員会付託事件の審議は全て終了いたしました。

付託事件の審査報告については、先例によりまして正副委員長に一任を願います。よろしく願います。

次に、閉会中における特定事件の調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本委員会の所管事務調査事項は、「クビアカツヤカミキリの生態と防除等について」及び「子ども子育て支援複合施設AGECOCO」につきまして、議長に対し、閉会中における特定事件の調査として申出を行いたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査事項として常任委員会に付託することを最終日に諮りますので、よろしく願います。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決定しました閉会中における特定事件の調査のため、委員派遣を行う必要が

生じた場合、議長に対し委員全員の派遣承認要求を行うこととし、日時、場所等の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 場所と日時ということです。よろしくお願いします。異議なしと認めます。

それでは、これをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分 閉 会